

泉佐野市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

(目的)

第1条 国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、本市における「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定及び具体的施策について戦略的に検討を行うため、まち・ひと・しごと創生本部（以下「創生本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 創生本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策の推進に関すること。
- (3) その他まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

第3条 創生本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には市長を、副本部長には副市長をもって充てる。
- 3 本部員は教育長及び部長級職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部長は、必要に応じ会議を招集し、会議の議長となる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は幹事長と幹事若干人で組織し、幹事長は副市長をもって充てる。
- 3 幹事は、本部員のうちから、市長が任命する。
- 4 幹事会は、本部の所掌事務について本部長を補佐する。

(下部組織)

第7条 本部長は、必要に応じて創生本部の下部組織として分科会、ワーキンググループ等を設置することができる。

(庶務)

第8条 創生本部の庶務は、市長公室政策推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、創生本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年1月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月30日から施行する。

別表（第6条関係）

幹事長	副市長	松下 義彦
	教育長	中藤 辰洋
	市長公室長	道下 栄次
	政策推進担当理事	本道 篤志
	生活産業部長	溝口 治
	にぎわい創生担当理事	松林 俊幸
	まちの活性化担当理事	中平 良太
	健康福祉部長	丹治 弘
	子ども部長	八島 弘之
	まちづくり調整担当理事	藤基 忠興